

営 第 3 1 2 号
令和 7 年 7 月 29 日

隠岐支庁県民局長 様
東部県民センター所長 様
西部県民センター所長 様

営繕課長

島根県営繕工事における公共工事設計資材単価に係る特例措置について
(通知)

島根県営繕工事における公共工事設計資材単価に係る特例措置については、令和 6 年 10 月 23 日付け営第 658 号により行っているところですが、当該通知を下記のとおり一部改定するので、取扱いに遺漏のないよう対応をお願いします。

なお、別紙のとおり、市町村、建築関係団体あて通知していますことを申し添えます。

記

1. 改定概要

- (1) 県議会の議決を要する工事における入替単価適用時の変更
(「本契約」から「県議会の議決」)
- (2) 語句の軽微な修正

2. 送付資料

- ・(別添)「島根県営繕工事における資材価格の変動に対する特例措置に係る運用について」
- ・(別添)「島根県営繕工事における資材価格の変動に対する特例措置に係る運用について」【新旧対照表】
- ・概要資料(発注者対応内容)
- ・概要資料(発注者対応内容)【新旧対照表】
- ・【別紙 1】入札公告例文
- ・【別紙 2】現場説明書例文(指名競争入札用)
- ・【別紙 3】受注者配布ビラ(令和 7 年 7 月 29 日改定版)

(問い合わせ先)

企画係 津森

電話：0852-22-5498

E-mail：eizen@pref.shimane.lg.jp

島根県営繕工事における資材価格の変動に対する特例措置に係る運用について

1 概要

資材価格の変動に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、資材価格の変動によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が生じることから、当初契約締結後、設計単価を最新の設計単価に変更するものである。

2 対象工事

全ての営繕工事を対象とする。

3 対象資材等

- (1) 特例措置の対象資材等は、複合単価、市場単価、島根県建設工事積算基準第15編(単価)及び一般刊行されている物価資料（以下「単価表等」という。）に掲載されている労務、資材単価及び機械賃料等とする。また、島根県建設工事積算基準に規定する建設機械等損料についても対象とする。
- (2) 別表1（は）欄に掲げるもので、見積を採用している資材単価（労務費含む。）については、同表（い）欄に掲げる工種の区分に応じて、同表（ろ）欄に掲げる適用箇所について、本特例措置の対象とする。
- (3) 別表1に掲げるものを除き、見積により設計単価を設定している資材等は、特例措置の対象外とする。ただし、類似資材の物価変動率等により、乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、本特例措置の対象とすることができる。

4 実施方法

- (1) 発注者は、公告月と開札月が異なる場合において、当初契約締結後、対象工事等の設計単価を、開札日における最新の単価表等の設計単価に変更する。
- (2) 特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知する。
- (3) 特例措置の変更契約は、原則として、設計図書の変更と併せて変更契約時に行うものとする。

5 スライド条項との併用

本特例措置を適用した場合においても、島根県公共工事標準請負契約約款第26条（スライド条項）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。その際、スライド額算定に用いる当初設計単価は、開札日に変更後の設計単価とする。

6 県議会の議決を要する工事

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年島根県条例第40号）の定めるところにより、建設工事請負仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する工事においては、本運用中「開札」とあるのは「県議会の議決」と読み替えるものとする。

7 その他

- (1) 特例措置の対象工事等は、入札公告(別紙1)または現場説明書(別紙2)に「資材価格の変動に対する特例措置対象工事」である旨を明示する。
- (2) 令和5年12月1日以降の契約締結分から特例措置の対象とする。
※落札決定した業者に対して契約書と一緒に(別紙3)を渡す。
- (3) 単価表等は、市場価格の動向に応じて改定していることから、特例措置を適用した際、請負代金額が減額になる場合がある。

別表 1

(い)	(ろ)	(は)
工種	適用箇所	対象材料
鉄筋	躯体	異形鉄筋 等
コンクリート	躯体	普通コンクリート 等
鉄骨	本体鉄骨	形鋼、鋼板 等 (ボルト等含む)。
木	躯体	木材 等 (接合部金物等含む。)

附則

- この運用は、令和5年12月1日から施行する。
- この運用は、令和6年 1月25日から施行する。
- この運用は、令和6年 3月 6日から施行する。
- この運用は、令和6年10月22日から施行する。
- この運用は、令和7年 7月29日から施行する。